

社会福祉法人 愛慈福祉会 役員等報酬規程

（目 的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人愛慈福祉会（以下「法人」という）定款第 21 条および第 21 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員」とする）の報酬等について定めるものとする。

（役員報酬）

第 2 条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

2 理事長については、役員報酬を支給することができる。年間 300 万円以下 または月 20 万円以下とする。

3 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に下記のとおり、費用を弁償する。

（費用弁償）

第 3 条 特に規定しない限り、理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員会の外部委員の交通費の支給とする対象は、理事会、評議員会および評議員会選任・解任委員会への出席、役員または評議員としての職務上必要とされた場合の職務、研修会への出席等に対するものとする。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費は、5,000 円の範囲内とする。

（改 廃）

第 4 条 本規程は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

令和 8 年 3 月 1 日改訂

附則

平成 29 年 4 月 1 日施行 （平成 29 年 6 月 24 日改訂）

令和 2 年 2 月 10 日施行 （令和 2 年 2 月 10 日改訂）

令和 8 年 4 月 1 日施行 （令和 8 年 3 月 1 日改訂）

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。